

富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)整備事業
資格審査や提出書類等に関する質疑・回答書

令和7年11月14日

| 番号 | 資料名 | ページ | 質 疑 | 回 答 |
|----|-------------|-------|---|---|
| 1 | 公告 | 2 | 2－2 共通する参加資格要件 「(8) 募集要項4(4)実施体制に示す資格等…」ですが、募集要項4(6)と読み替えてよろしいでしょうか。 | 御指摘の部分について、「(8) 募集要項4(4)実施体制」を「(8) 募集要項4(6)実施体制」に訂正します。 |
| 2 | 資料1 募集要項 | 7 | 3 優先交渉権者の決定等の手続 (1)表中エ(イ)その他本プロポーザルに係る質疑への回答と参加表明書の提出期間が令和7年11月21日(金)と同日ですが、その他本プロポーザルに係る質疑への回答を確認し、参加表明を検討したく、参加表明書の提出を回答以降に延長していただくことは可能でしょうか。 | 参加表明書提出期限の延長予定はありません。 |
| 3 | 資料1 募集要項 | 12 | 4 参加資格要件 (1) 参加者の構成に「イ甲型共同企業体又は共同体で参加する場合は、その体制に応じて【資料11-1、資料11-2】の各条項に適合する者」とありますが、中小企業よりも大きな企業に参加資格はないのでしょうか。 | 資料11-1に「優良な中小建設業者」の記載がありますが、これは「経常建設共同企業体」を結成する場合の要件であり、今回参加資格があるのは同資料にある「特定建設工事共同企業体」ですので、中小建設業者のみに参加資格があるわけではありません。 |
| 4 | 資料1 募集要項 | 12 | 4 参加資格要件 (3) 業務別の参加資格要件に「設計業務等、工事監理業務又は施工業務を行う者は、行おうとする業務毎に次に掲げる業務別の参加資格要件を満たすものとする。」とありますが、企画やPMとして参加する企業を含めることは可能でしょうか。 | 本事業の参加資格要件の1つとして、静岡県の定める建設関連業務委託競争入札参加資格の認定又は建設工事競争入札参加資格の認定を受けている必要があります。企画やPMとして参加する企業を含めた共同体等の場合、構成企業全てに上記資格が必要です。 |
| 5 | 資料1 募集要項 | 15～17 | 施工業務における配置予定技術者の配置人数について、施工業務者が統括責任者を配置する場合、下記の認識で間違いないでしょうか。 下記の場合は2名 ・統括責任者が現場代理人を兼任 ・監理技術者が施工主任技術者を兼任 その他兼任可能な例はございますか。 | 例示の事例は兼任可能です。その他の兼任可能な例として、現場代理人及び監理技術者を兼任する統括責任者と施工主任技術者の2名とする等が考えられます。 |

| | | | | |
|----|----------------------------------|----|--|--|
| 6 | 資料1 募集要項 | 16 | (6)実施体制 イ (イ) j、(ウ) eにおいて設計主任技術者・工事監理主任技術者の変更は県と協議の上、同等の資格及び実績を有し、県が適當と判断する代替者を配置する場合に認めるとありますが、共同体の構成企業外の協力事務所で同等の資格及び実績を有する技術者であれば認められますか。 | 参加資格要件に求める資格要件は、共同体の構成員の中から配置してください。 |
| 7 | 様式第1号-3 甲型共同企業体 ・共同体結成届 | — | 参加表明書で提出した「甲型共同企業体・共同体結成届」に記載されている以外の企業を、工事監理業務委託契約締結時に追加することは可能でしょうか。 | できません。 |
| 8 | 様式第1号-3 甲型共同企業体・共同体結成届 | — | 共同体の各企業の印鑑は実印、認印、デジタル印の中でどちらでしょうか。 | 実印（代表者印）とし、紙提出のためデジタル印は認めません。 |
| 9 | 様式第3号-1 参加資格 要件等調書 (企業) | — | 【添付書類】の一覧に「建設工事入札参加資格の審査結果」通知の写し」と記載がありますが、「建設関連業務入札参加資格の審査結果」通知の写し」と記載がありますが、静岡県では令和7・8年度より「県ホームページに掲載する入札参加資格者名簿への登録をもって資格認定通知に代えるものとします。(通知書は発送しません。)」となっています。 名簿掲載ページを抽出したPDFファイルの提出でよろしいでしょうか。 | 県ホームページに掲載された名簿の該当箇所を抽出し、書面により提出してください。 |
| 10 | 様式第3号-1 参加資格 要件等調書 (企業) | — | 【添付書類】の一覧に「総合評定値通知書（審査基準日が入札日より1年7か月以内のもの）の写し」と記載がありますが、現在更新申請中のため、申請時に入札日より1年7か月以内のものがまだ発行されていない場合、現在所有中の総合評定値通知書を提出し、最新のものを受領後、新たに提出でもよろしいでしょうか。 | よろしいです。 参加申込時は現在所有中の総合評定値通知書の写しに現在更新中であることを記載の上、提出してください。新たな総合評定値通知書を受領次第、速やかに事務局に提出してください。 |
| 11 | 様式第3号-1 参加資格 要件等調書 (企業) | — | 「一級建築士の人数」において、当該事務所の資格保有者数は本社以外の弊社東京事務所の人数も参入して宜しいでしょうか。 | 建築士事務所の登録ごとに、所属する一級建築士の人数を算出してください。 |

| | | | | |
|----|--|---------|---|---|
| 12 | 様式第3号-1 参加資格 要件等調書 (企業) | — | 一級建築士の人数の確認のための添付書類として、「建築士事務所登録の所属建築士の氏名等」または「建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書の所属建築士名簿」で問題ないでしょうか。 | 原則として「建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する書類の写し」としてください。添付できない特別な事情がある場合は別途協議とします。 |
| 13 | 募集要項・ 様式第3号-2 参加資格 要件等調書 (統括責任者) | 15 — | 統括責任者の選定については、募集要項15ページに「受注者は、基本協定締結後速やかに統括責任者を選定し、本業務に専任させること。原則として、技術提案書にて提案した者を統括責任者に選定するものとする」と記載があります。 令和7年11月21日提出期限の様式第3号-2参加資格要件等調書(統括責任者)ですが、申請後から技術提案書にて提案前に上記様式に記載した統括責任者の変更は可能でしょうか。 | 配置予定の統括責任者を変更できるのは、病休、死亡、退職等特別な事情により配置できない場合に限ります。特別な事情が生じた場合は速やかに協議願います。 |
| 14 | 様式第3号-2 参加資格 要件等調書 (統括責任者) | — | 様式内の「本業務における立場」欄について、提出後変更は可能でしょうか。 可能な場合、変更可能時期をご提示願います。 | 配置予定者の「本業務における立場」を変更できるのは、病休、死亡、退職等特別な事情による場合に限ります。特別な事情が生じた場合は速やかに協議願います。 |
| 15 | 資料5 建築設計 業務委託 特記仕様書 | 9 | III業務仕様「4 協力事務所承諾申請書等の提出」 構造事務所及び設備事務所は協力事務所として登録できる旨が記載されていますので、共同体に属さなくて良いものと考えますがよろしいでしょうか。 | 御認識の通りです。 なお、設計業務等に関する協力事務所に所属する者は、資料1実施要領4(6)イ(ア)・(イ)・(ウ)に定める技術者等の対象となりません。 |